

# 平成24年度施策の事前分析表 (資料1-1～資料1-5)

(厚生労働省24(Ⅲ-1-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)				<b>担当部局名</b>	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	<b>作成責任者名</b>	賃金時間室長 本多則恵				
<b>施策の概要</b>	本施策は、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るために推進しています、				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図ること						
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)中小企業最低賃金引上げ支援対策費[平成24年度予算案額:3,524,549千円]				<b>関連施策</b>	-						
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	最低賃金額については、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。これに基づいて、最低賃金の引上げの影響が大きい地域及び業種の中小企業事業主が、雇用の削減や賃金の切下げを行うことなく、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを図ることができるよう支援します。						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
								モ二	実績	モ二	モ二	モ二
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>			
					23年度	24年度						
1 相談窓口(最低賃金相談支援センター)の設置数	-	-	47箇所	平成24年度	-	-	47箇所	平成23年度	最低賃金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、労働条件管理などの相談対応に応じる相談窓口を設置することにはありますが、平成23年度に引き続き、都道府県ごとに最低賃金相談支援センターを設置することを目標として定めています。なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。			
2 業種別団体助成金の交付決定団体数	-	-	15団体	平成24年度	-	-	11団体	平成23年度	最低賃金の引上げの影響が大きい13業種を対象に、その業種の全国規模の団体が業界全体として賃金底上げを図るために実施した取組に対する助成を行うことにはありますが、平成23年度以上の実績で、予算案上の上限である15件の利用を目標として定めています。なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。			
3 業務改善助成金の交付決定件数	-	-	5000件 (1件あたり50万円)	平成24年度	-	-	402件	平成23年度	事業場内で最も低い時間給を計画的に800円以上に引き上げるための計画を策定し、その取組を実施した中小企業事業主に対する助成を行うことにはありますが、1件あたり50万円を計算した場合の予算案上の上限となる件数を目標として定めています。なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されています。			
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>							
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業 への支援事業(平成23年度)	—	—	35億円	1,2,3	<p>① 地域中小企業相談等事業 中小企業の経営改善の指導を行う中小企業団体等への委託により、最低賃金引上げに向けて生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁等の事業と連携し、ワン・ストップで対応する相談窓口を全国に設け、相談、専門家派遣等を実施する。</p> <p>② 業種別団体補助事業 時間給800円未満の労働者数が多く、最低賃金の引上げの影響が大きい業種の全国規模の業界団体が、業界全体として賃金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調査の取組等を行う場合に、その経費を助成(上限20,000千円)する。</p> <p>③ 中小企業業務改善等補助事業 事業場内で最も低い時間給(時間換算額)を計画的に800円以上に引き上げる賃金引上げ計画を策定し、1年で40円以上の引上げを実施するとともに、労働者の意見聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等を実施する中小企業事業主に対し、その経費の2分の1を助成(上限1,000千円)する。</p>	相談窓口(最低賃金相談支援センター)の設置数:47箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1関連</li> <li>・生産性の向上等の経営改善に取り組む最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業事業主の相談等に対応し、的確なコンサルティングを行う事により、賃金引き上げに結びつけることができ、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。</li> </ul>
						業種別団体助成金の交付決定団体数:15団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標2関連</li> <li>・業種別団体助成金により、業界全体として賃金底上げの支援を図り、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。</li> </ul>
						業務改善助成金の交付決定件数:5000件(一件あたり50万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3関連</li> <li>・業務改善助成金により事業場内最低賃金の額が引き上げられることから、波及効果として地域の他の事業場や同業種の事業場の賃金の底上げが見込めることにより、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。</li> </ul>

(厚生労働省24(Ⅲ-4-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)	<b>担当部局名</b>	労働基準局労働条件政策課	<b>作成責任者名</b>	労働条件政策課長 田中誠二
<b>施策の概要</b>	本施策は、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図ること、テレワークの普及啓発を図ることを推進するために実施しています。	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-4 勤労者生活の充実を図ること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)仕事生活調和推進費[平成24年度予算案額:1,210,675千円]	<b>関連施策</b>	-		

<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図ります。 また、新たな情報通信技術戦略に基づき、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進します。	<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
			モ二	実績	モ二	モ二	モ二

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度					
1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合	-	-	100%	平成32年	前年以上	前年以上	46.3%	平成23年	・労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定しています。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日、仕事と生活の調和推進官民トップ会議、以下「行動指針」という。)で、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を平成32年までに100%とすることになっています。
2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	-	-	5%	平成32年	前年以下	前年以下	9.3%	平成23年	・長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要がありますが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定しています。なお、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)と行動指針において、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成22年の10%から平成32年までに5割減とすることになっています。 ・総務省「労働力調査」 URL: <a href="http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</a>
3 年次有給休暇取得率	-	-	70%	平成32年	前年以上	前年以上	48.1%	平成22年	・労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠ですが、年次有給休暇の取得率は5割を下回る水準で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定しています。なお、新成長戦略と行動指針では、年次有給休暇の取得率を平成32年までに70%とすることになっています。 ・厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</a>
4 特別な休暇制度普及率	-	-	-	-	前年以上	前年以上	51.0%	平成23年	・労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考慮合わせることが重要ですが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じる必要があります。この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定しています。 ・厚生労働省「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査」
5 在宅型テレワーカー数	-	-	700万人	平成27年	前年以上	前年以上	320万人	平成22年	・IT(情報通信技術)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働きであるテレワークは、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するとされており、その就業者数の拡大を指標として設定しています。なお、「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日策定)で、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標が定められています。 ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」 URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/">http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/</a>

測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
-	-	-	-	-	-				

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
-	-	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 仕事と生活の調和の推進に必要な 経費(平成18年度)	11億円	-	12億円	1~5	<p>① 労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定の改善のために、参加事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し、その経費を助成(上限6,000千円)する。</p> <p>② 職場意識改善助成金 労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、労働時間等設定改善委員会の設置や年次有給休暇の取得促進のための措置、所定外労働時間削減のための措置等を盛り込んだ職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し助成(上限1,000千円)する。</p> <p>③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 地域活動やボランティア活動への参加、犯罪等の被害に遭った労働者の被害の回復、または裁判員制度での裁判員としての活動に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成、導入等状況・意識のあり方等に関する調査を行う。</p> <p>④ テレワーク相談センター事業 テレワーク相談センターに専門相談員を配置し、直接訪問や電子メール、電話によるテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談・助言等を行う。</p> <p>⑤ テレワーク・セミナー実施事業 全国7箇所でのセミナーの実施により、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。</p>	<p>-</p> <p>(労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合:前年以上)</p>	<p>・測定指標1関連</p> <p>・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、労使間の話し合いの機会を整備することにより、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合を高める効果がある。</p>
						<p>-</p> <p>(週労働時間60時間以上の雇用者の割合:前年以下)</p>	<p>・測定指標2関連</p> <p>・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、所定外労働の削減のための措置をとることにより、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を削減させる効果がある。</p>
						<p>-</p> <p>(年次有給休暇取得率:前年以上)</p>	<p>・測定指標3関連</p> <p>・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、年次有給休暇の取得促進のための措置をとることにより、年次有給休暇の取得率を高める効果がある。</p>
						<p>-</p> <p>(特別な休暇制度普及率:前年以上)</p>	<p>・測定指標4関連</p> <p>・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、特に配慮を必要とする労働者についての措置にも取り組めることになっている。また、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業で、セミナーの開催等を通して周知啓発を推進することにより、特別な休暇制度普及率を高める効果がある。</p>
						<p>-</p> <p>(在宅テレワーカー数:前年以上)</p>	<p>・測定指標5関連</p> <p>・テレワーク相談センターの設置による相談対応やテレワークセミナーの実施により、企業等が有するテレワーク導入に関する疑問点等の解消を図ることにより、在宅型テレワーカーの増加に寄与すると考えられる。</p>

(厚生労働省23(IV-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標IV-2-1)</p>		<p><b>担当部局名</b></p>	<p>職業安定局雇用開発課 職業安定局地域雇用対策室 職業安定局建設・港湾対策室</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>雇用開発課長 水野 知親 地域雇用対策室長 宮本 悦子 建設・港湾対策室長 福士 亘</p>										
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、以下4点のことを推進するために実施しています。 ①雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用の創出及び雇用改善を図ること ②中小企業等の雇用管理の改善を支援すること ③事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること ④離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p>		<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p>												
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)高齢者等雇用安定・促進費(一部)[平成24年度予算額:10,072千円] 労働保険特別会計雇用助成 (項)地域雇用機会創出等対策費:地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要経費(全部)[平成24年度予算額:264,706,671千円]</p>		<p><b>関連施策</b></p>	<p>-</p>												
<p><b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要があります。 このような観点から、 (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。</p> <p>【根拠法令】 受給資格者創業支援助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2 雇用調整助成金・・・雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金・・・雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)・・・旧雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに旧雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 建設雇用改善助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援事業・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び港湾労働法第30条</p>		<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28												
モ二	実績	モ二	モ二	モ二												
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>							
<p>1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立から1年経過後に ①雇用している労働者 ②事業継続割合</p>	-	-	①2人以上 ②95%以上	平成24年度	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2.16 ②97.8%	平成23年度	<p>【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である受給資格者創業支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金によって支援された失業者の自立が、その場限りのものとなっていないか、雇用機会が創出されているかを評価するために設定したものの。 ①雇用している労働者数の平均は、直近の平成23年度調査時では2.16人であり、本年度も同水準を維持するため、2人以上を目標とする。 ②事業を継続している割合は、直近の平成23年度調査時では97.81%であった。95%以上の事業所が事業を継続していれば、本助成金により大部分の事業所が事業を継続できたと判断できることから、95%以上を目標とする。</p>							
<p>2 中小企業基盤人材確保助成金の支給を受けた事業所と支給を受けていない事業所における平均雇用増加数の差</p>	-	-	2.4人以上	平成24年度	2.3人以上	2.4人以上	-	平成23年度	<p>【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である中小企業基盤人材確保助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金を活用して基盤人材を雇い入れることにより、経営基盤が強化され、その波及効果として雇用が増加していることを確認するため、基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差を目標とする。</p>							
<p>3 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率</p>	-	-	35%以上	平成24年度	35%以上	35%以上	54%	平成22年度	<p>【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である中小企業人材確保推進事業助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金の活用により、構成中小企業者の雇用管理の改善が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がハローワークにおける求人充足率(ハローワークにおける求人充足率の23年度上半期実績は29.1%)を一定程度上回ることを目標とする。</p>							

4	平成24年度の4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率	—	—	90%	平成24年度	85%	90%	94%	平成23年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である雇用調整助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持を目標に設定した。 この目標数値については、過去のサンプル調査の結果、助成金を利用した対象被保険者のうち解雇されなかった者の割合（雇用維持率）が88.5%だったことを踏まえ設定したところであるが、当該サンプル調査の対象が409人と非常に少なく、そのまま目標値とするには信頼性に欠けるため危険率も含めて設定した。 なお、平成24年度については、これまでの実績を踏まえ、目標値の引き上げを行った。
5	再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合	—	—	40%以上	平成24年度	40%以上	40%以上	26%	平成22年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である労働移動支援助成金（再就職支援給付金）の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成22年度雇用動向調査によると調査対象の約4割が1か月以内に再就職をしていることから、本助成金の目標を4割以上として設定する。
6	（財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率	—	—	49%以上	平成24年度	45%以上	49%以上	60.6%	平成23年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成23年度の成立率は60.6%と高い実績になったが、これは東日本大震災やタイ洪水等による影響から復旧に係る生産体制を整えるため、自動車関連の出向受入成立が増加したことによるもので、平成24年度においては、当該自動車関連の受入が一巡し、生産体制は標準化することが想定される。 また、平成23年11月以降は円高の影響や家電業界の事業再編等による送付件数の増加の懸念がある。 このような状況の中、平成24年度は成立件数が減少し送付情報が増加することが想定されることから、過去5年間の実績を平均として算出した上で「出向・移籍の成立率49%以上」とした。
7	実践型地域雇用創造事業の利用求職者の就職件数	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	平成24年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／26年度	平成26年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	—	—	本事業は、事業開始時に、各事業実施地域ごとに事業を利用した求職者の就職件数の目標数が設定されており、3年間の事業実施後、事業実施地域全体でみて、事業開始時に設定された目標数を上回ることを目標とする。なお、本事業は平成24年度からの事業となっており、現時点で目標を数値で表すことは困難。
8	建設雇用改善助成金があったことにより教育訓練又は雇用管理改善の取組を実施することができた事業主等の割合	—	—	80%	平成24年度	80%	80%	98%	平成22年度	建設雇用改善助成金の支援措置により、中小建設事業主等が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組の推進を図るため、当該助成金を活用した事業主等に対するアンケート調査により当該数値を測定し、目標を80%とした
9	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合	—	—	80%	平成24年度	80%	80%	85%	平成22年度	港湾労働者派遣事業における求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、当該事業の効率的な活用を行うことで、港湾労働者の雇用の安定を図るため当該数値を測定し、目標を80%とした。
<b>測定指標</b>		<b>目標</b>			<b>測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</b>					
—		—			—					
<b>（参考）測定指標</b>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
—		—	—	—	—	—				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 受給資格者創業支援助成金 (平成13年度)	14億円 (23億円)	24億円	27億円	1	雇用保険の受給資格者(被保険者期間が5年以上であるものに限る。)自らが事業を開始、事業開始後1年以内に雇用保険の被保険者を1名以上雇用した場合、創業にかかる費用の1/3(150万円を限度とする。)を助成する。また、事業開始後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇用した場合は、創業に係る費用に50万円を上乗せする。	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均 2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	受給資格者創業支援助成金により失業者の自立が支援され、また当該創業事業所に労働者が雇用されることで雇用が創出され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(2) 中小企業基盤人材確保助成金 (平成15年度)	34億円 (38億円)	29億円	13億円	2	中小企業の事業主が、健康・環境分野および関連するものづくり分野への新分野進出等(創業や異業種進出)に伴い、経営基盤を強化するための人材(基盤人材)を、新分野進出等に係る業務に就くために雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた場合、基盤人材の賃金相当額の一部に相当する額として一定額を助成する。	①基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金(中小企業基盤人材確保助成金)の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差 2.4人以上 ②本助成金の支給を受けた事業主に対し、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合80%以上	中小企業基盤人材確保助成金により成長分野等に進出する中小企業において基盤人材の雇用が促進され、雇用が増加し、雇用創出や雇用管理改善が図られるため、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(3) 中小企業人材確保推進事業助成金 (平成3年度)	8億円 (6億円)	4億円	4億円	3	健康・環境分野および関連するものづくり分野の事業を営む中小企業を構成する事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成する。	①本助成金(中小企業人材確保推進事業助成金)の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 35%以上 ②本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における労働者の自己都合による離職率の平均 9.5%以下	中小企業人材確保推進事業助成金により成長分野の事業を営む中小企業において雇用管理改善が促進されるため、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(4) 雇用調整助成金 (昭和56年度)	1,346億円 (329億円)	976億円	252億円	4	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に休業手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	平成24年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率90%以上	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(5) 中小企業緊急雇用安定助成金 (平成20年度)	5,912億円 (2,921億円)	1,0160億円	1,781億円	4	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に休業手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合 90%以上	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(6) 労働移動支援助成金(再就職支援給付金) (平成13年)	7億円 (8億円)	4億円	3億円	5	再就職援助計画の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介会社に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の翌日から起算して2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に、当該委託に要する費用の1/2(対象労働者が55歳以上の場合は2/3)(1人あたり40万円を限度)の額を支給する。	再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合 40%以上	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)により事業活動の縮小した事業所において離職を余儀なくされる労働者の再就職が支援され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(7) 産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	24億円 (22億円)	20億円	20億円	6	出向等による円滑な労働移動を促進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受け入れ可能の状況等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供	・出向・移籍の成立率 49%以上 ・企業訪問件数 8万件以上	産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。



(8) 重点分野雇用創造事業費 (平成21年度)	2,000億円	4,010億円	0	—	成長分野として期待される、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究に分野(重点分野)において、次の雇用までの雇用機会を創出するとともに地域ニーズに応じた人材育成を行う。 また、震災等の影響による失業者等の、当面の雇用・就業機会を創出すること及び被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面で支援を行うとともに、生涯現役で年齢に関わりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先進的な雇用復興を支援する。	本事業は、平成27年度までの事業であり、単年度で成果を求めるものではない。	重点分野雇用創造事業を実施することにより、震災等の影響による失業者等の雇用機会が創出されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(9) 沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	11百万円 (8.7百万円)	10.1百万円	10.1百万円	—	公共職業安定所に職業相談員を配置し、県外への就職希望者に対し、情報提供、指導・相談などを行い、県外への就職を促進するための取り組み、若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。	—	沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職が促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(10) 地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金) (平成13年度)	37億円 (44.7億円)	50.4億円	64.2億円	—	雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して施設等の設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成する。	・地域求職者雇用奨励金の支給を受けた事業所の常用労働者数の増加率が、地域内の全雇用保険適用事業所の常用労働者数の増加率を上回ること。 ・地域求職者雇用奨励金の支給を受けた事業所が雇用創出(1回目の支給申請)から1年経過後に常用労働者数を維持している割合が70%以上であること。	地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)により、雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(11) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金) (平成17年度)	1.8億円 (1.2億円)	3.0億円	2.8億円	—	沖縄県内に事業所を設置又は整備し、当該事業所において沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3名以上、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給	・沖縄若年者雇用促進奨励金の支給を受けた事業所の35歳未満の一般被保険者数の増加率が、県内全体の35歳未満の一般被保険者数の増加率を上回ること。 ・沖縄若年者雇用促進奨励金に係る雇用創出(完了届を提出)した事業所が雇用を維持している(1回目の支給を受ける)割合が70%以上であること。	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(12) 地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金) (平成20年度)	7.9億円 (86.1億円)	16.7億円	65億円	—	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業する事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れについて支援を行う。	・地域再生中小企業創業助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均が3人以上であること。 ・地域再生中小企業創業助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合が80%以上であること。	地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)により、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において創業する事業主に対し支援を行うことで当該事業所への雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(13) 通年雇用奨励金 (昭和43年度)	67.1億円 (48.6億円)	54.6億円	52.1億円	—	積雪寒冷地において季節的業務に就く者(季節労働者)を通年雇用した事業主に対して、当該労働者に支払った賃金等について助成。	本奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者(季節労働者)数の減少率が、当該事業所の存在する地域内の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数の増加率が、地域全体の増加率を上回ること。	通年雇用奨励金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。

(14) 試行雇用奨励金（季節労働者） （平成19年度）	0.12億円 (0.6百万円)	0.06億円	0.02億円	—	季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、季節労働者や日雇労働者等の雇用確保を図ることを推進。	・常用雇用移行率 75%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)	試行雇用奨励金(季節労働者)により、季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れる事業主による当該労働者の雇用確保が推進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(15) 沖縄早期離職者定着支援事業 （平成20年度）	0.29億円 (0.23億円)	0.18億円	0.18億円	—	沖縄県内の若年者の職場定着を図るため、企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、その代表的な手法となるメンター(新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者)制度導入のための実践的な講習等を実施する。	本事業に参加してメンター制度等を導入した企業数が、計画していた目標を上回ること。	沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(16) 季節労働者通年雇用促進等事業費 （平成19年度）	11.7億円 (6.0億円)	11.3億円	11.3億円	—	国で基本的なメニューを提示した上で、地域が自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化を図る取り組みを支援するものであり、通年雇用化を図る事業(通年雇用促進支援事業)に係る計画を策定した市町村等からなる協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、公共職業安定所に専門の相談員を配置し、対象者の希望条件等に添った個別求人開拓等を行う等きめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して行う。	・通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 ・就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率が33%以上になること。	季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(17) 地方就職希望者活性化事業費 （平成21年度）	1.9億円 (1.3億円)	1.2億円	1.0億円	—	送出地の地方就職支援コーナーを拠点とする広域職業紹介機能と受入地におけるU・Iターンに係る情報発信機能の有機的な連携を図り、送出地と受入地が一体的にU・Iターンへの支援をすることにより、首都圏等から地方圏への人材の労働移動を促進し、当該地域の雇用の活性化を図る。	「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が前年度実績以上	地方就職希望者活性化事業を実施することにより、U・Iターンを希望する者の雇用(地域雇用)が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(18) 実践型地域雇用創造事業 （平成19年度）	55億円 (39億円)	51億円	62億円	7	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託。(平成23年度末まで「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」として実施)	・事業を利用した求職者の就職件数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業実施地域の合計)を上回ること。【目標管理期間：平成23年度～平成25年度】 ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合90%以上	実践型地域雇用創造事業により、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援することで、雇用創造効果が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(19) 建設雇用改善助成金 （昭和51年）	35.1億円 (39.8億円)	43.8億円	47.5億円	8	建設事業主等が建設労働者の能力開発や雇用管理の改善のための事業を行う場合に当該事業に要した経費等に対して助成を行う	・建設教育訓練助成金利用者から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合80%以上。 ・建設雇用改善推進助成金を利用した建設事業主及び事業主団体から、本助成措置があったことにより雇用管理の課題の解決に役立った雇用管理改善を実施したと評価を受ける割合90%以上 ・事業主等(助成金利用者)から、本助成金の活用により建設労働者の技能の向上又は雇用管理改善が図られた旨の評価を受ける割合90%以上	建設事業主等が行う教育訓練、雇用管理の改善のための事業に対して助成金を支給し、建設事業主による雇用改善等の取組を進めることで、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。
(20) 港湾労働者就労確保支援事業 （平成11年）	0.9億円 (0.8億円)	0.8億円	0.8億円	9	①港湾労働者に対する技能訓練 ②港湾運送事業主に対する相談援助	・相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合90%以上 ・港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数1,000人以上	我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理改善が急務となっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。

(厚生労働省24(V-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標V-2-1)				<b>担当部局名</b>	職業能力開発局キャリア形成支援室		<b>作成責任者名</b>	キャリア形成支援室長 浅野 浩美												
<b>施策の概要</b>	本施策は、ニートの職業的自立を支援するため実施しています。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標V. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること															
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費 [平成24年度予算額:2,039,109千円] 労働保険特別会計雇用助定 (項)若年者等職業能力開発支援費 [平成24年度予算額:315,535千円]				<b>関連施策</b>	基本目標V(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標V-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標V-1-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業意識の醸成等職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連しています。															
<b>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「ニート等の若年者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていく」とされています。						<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																	
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																	
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>		<b>最新値</b>	<b>年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>												
					23年度	24年度															
1 地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数	4,660	平成21年度	100,000	平成32年度	7,800	12,000	9,765※	平成23年度	「新成長戦略」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられているため、当該数値に基づき測定目標を設定している。 ※平成23年4月～平成24年1月分に係る実績。												
<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>																
-	-			-	-																
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	※平成23年4月～平成24年1月分に係る実績。															
2 地域若者サポートステーションの延べ来所者数	144,171人	202,112人	273,858人	364,288人	375,959人※																
<b>達成手段(開始年度)</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額</b>	<b>関連する指標番号</b>	<b>達成手段の概要</b>		<b>達成手段の目標(24年度)</b>	<b>施策目標達成への寄与の内容</b>													
	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>																			
(1) 若者職業的自立支援推進事業(平成24年度)	20億円(20億円)	20億円	20億円	1	「地域若者サポートステーション事業」の設置拠点を拡充(110箇所→115箇所)するとともに、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。		地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数:12,000人	地域若者サポートステーションの設置箇所数を110箇所から115箇所にすることは、今まで地域若者サポートステーションによる支援を受ける機会に恵まれなかった支援対象者に対し、新たに進路決定へと導く支援を提供できることになり、平成24年度の事業目標を達成することに効果があると見込んでいる。													

(厚生労働省24 (VI-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	母子保健衛生対策の充実を図ること(VI-5-1)				<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局母子保健課	<b>作成責任者名</b>	母子保健課長 泉 陽子														
<b>施策の概要</b>	本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資するため、妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する事業を実施するものです。				<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-5 母子保健衛生対策の充実を図ること																
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子保健衛生費補助金 [平成24年度予算額:10,510百万円]				<b>関連施策</b>	-																
<b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b>	(施策の背景) 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっています。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要です。  (関連する政府決定等) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)						<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																		
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																		
<b>測定指標</b>	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 不妊専門相談センターを設置する自治体数	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	平成26年度	23年度	24年度	60都道府県市	平成23年度	・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ向けて、安心して妊娠・出産できるよう、平成26年度までに当該センターを全都道府県市・指定都市・中核市で整備するとの数値目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 ・厚生労働省調べ													
<b>測定指標</b>	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
-	-			-	-																	
<b>(参考)測定指標</b>	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度													
-	-		-		-		-		-													
<b>達成手段 (開始年度)</b>	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要				達成手段の目標(24年度)	施策目標達成への寄与の内容												
母子保健医療対策等総合支援事業(1)業(平成17年度)	76億円	-	105億円	1	地域の実情に応じて、下記の事業を都道府県等が実施する。 (1)健やかな妊娠等サポート事業 助産師等を活用した妊娠期からの支援体制の構築などの地域の先駆的な事業を実施する。 (2)子どもの心の診療ネットワーク事業 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域での拠点病院を中核とした支援体制の構築、災害時の子どもの心の支援体制づくりを図る。 (3)療育指導事業 疾病より長期にわたり療養を必要とする児童及び親に対する療育相談、巡回相談等を実施する。 (4)生涯を通じた女性の健康支援事業 保健所等による健康教室の開催や女性のライフステージに応じた一般的な相談及び不妊専門相談センターを設置し、不妊に悩む夫婦等に対する相談指導等を実施する。 (5)不妊に悩む方への特定治療支援事業 不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成を実施する。				-	妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する当該事業を実施することにより、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資する。												